

住民監査請求制度の概要

1 住民監査請求制度について

(1) 制度の目的

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、長（知事等）、委員会や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。

この制度は、住民の請求により違法若しくは不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、地方公共団体の財務面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

(2) 制度の特徴

- ア 住民であれば1人でも請求できます。
- イ 請求できる内容は、財務会計上の行為に限定されています。
- ウ 請求のあった日から60日以内に結果が出されます。
- エ 監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟が提起できます。

(3) 請求の要件（根拠法令：地方自治法第242条）

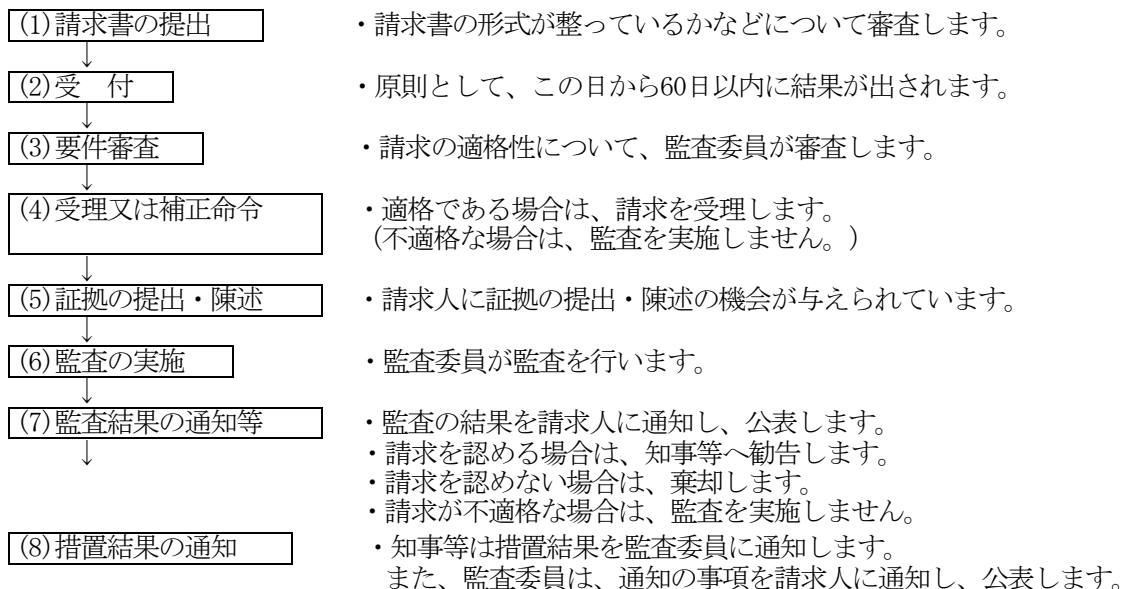
監査請求ができるのは、次のような財務会計上の行為です。

- ア 違法若しくは不当な (1) 公金の支出 (2) 財産の取得、管理、処分 (3) 契約の締結、履行 (4) 債務その他の義務の負担(予算に基づかない借入等)
- イ 違法若しくは不当に (1) 公金の賦課、徴収を怠る事実 (2) 財産の管理を怠る事実
- ウ 上記アの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

また、監査請求には、請求の対象となる行為を具体的に記載した「事実を証する書面」を添付することが必要です。

なお、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求することができません。（上記の「イ」を除く。）

2 住民監査請求の流れ



（住民訴訟の提起）―― 根拠法令：地方自治法第242条の2

請求人は、次に掲げる場合は訴訟を提起できる。

- (1) 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合
（監査結果の通知があった日から30日以内）
- (2) 監査委員の勧告を受けた知事等の措置に不服がある場合
（当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内）
- (3) 監査委員の勧告を受けた鳥取県議会、知事が措置を講じない場合
（当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内）